

発議第5号

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により
提出する。

平成29年10月2日 提出

平成29年10月2日

提出者 鳥羽市議会議員 片岡直博

賛成者 鳥羽市議会議員 河村 孝

賛成者 鳥羽市議会議員 山本哲也

賛成者 鳥羽市議会議員 中世古泉

賛成者 鳥羽市議会議員 尾崎 幹

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域住民の安全で安心な暮らしの確保や、生産性向上による持続的な経済成長の実現に、必要不可欠な社会基盤である。

現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この特別措置は、平成29年度までの時限措置となっている。

本市においては、魅力ある地域づくりを通じて地域の人口減少に歯止めをかけるため、地方創生の実現に全力で取り組んでいるところである。中でも、道路整備は、住民ニーズが高く、今後も協力を推進していく必要がある。現在、道路整備の多くに交付金を活用しており、補助率等の嵩上げが廃止されると整備のための財源が不足し、住民ニーズを踏まえた真に必要な道路整備に大きな影響を及ぼすことになる。

よって、国においては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上の通り、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月 2日

三重県鳥羽市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

国土交通大臣 様